

回 答 書

広秘人第135号

令和4年2月9日

自治体キャラバン広陵町実行委員会

葛城北民主商工会 会長 麓 信二 様
広陵新日本婦人の会 代表 下村 瑛子 様
健全会友の会広陵支部 支部長 寺前 憲一 様
奈良県農民連広陵班 代表 新谷 好史 様
広陵町議会議員 八尾 春雄 様
同 山田 美津代 様

広陵町長 山村 吉由

貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、様々なご提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

なお、多岐にわたる項目であるため、内容は要点のみとなっておりますが、ご理解のうえ、所属の町議会議員の議員活動等を通じてご確認いただきたくお願い申し上げます。

今後とも、町行政にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日本国憲法の遵守、憲法違反の安保法制廃止のために

1. 日本国憲法第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。町長も議員も役場職員も憲法遵守義務があることを明確にして行動すべきではないでしょうか。国民が権力者を縛るために制定しているのが憲法です。ところが、町の回答は、「自ずと国民も縛る性質を持ち合わせており、義務の履行及び権利を享受するためには、憲法を守ることにより果たせるものと解します。よって、憲法を全ての国民が守ることが当然であることは言うまでもありません。」としていますが、私たちが要望しているのは、憲法第99条の意味、解釈です。憲法第3章(10条から40条)で国民の権利義務が謳われていますが、義務は、26条の教育を受けさせる義務、27条の勤労の義務、30条の納税の義務の3つのみです。

(回答)

日本国憲法第99条は、憲法が保障する国民の権利が守られるよう、全ての公務員に対し、憲法尊重擁護義務を課しているものと解します。また、本条には「国民」が記されていませんが、憲法制定の主体である以上、国民も憲法を尊重する立場にあるものと考えられます。

本町では、全ての職員が憲法を尊重し、擁護することを誓う宣誓書に署名した上で、公務にあたっており、これまでどおり憲法尊重擁護義務の認識のもと、公務を遂行してまいります。

公務員が憲法を遵守するのは当然のことであり、公務員に求められる倫理規範等につきましては、社会情勢に合わせて議論していくべきものと認識しています。

2. 「自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、戦争放棄を定めた日本国憲法に違反しています。すみやかに撤回するよう、国に要請して下さい。」との質問に対して「日本国憲法（以下「憲法」という。）に違反するか否かにつきましては、憲法第81条の規定により最高裁判所が唯一違憲審査を決定する権限を有するものであり、基礎自治体である本町で憲法に違反するか否かを判断するものではありません」と答えています。私たちが要望しているのは、自民党の歴代内閣が、「集団的自衛権」は違憲の疑いが有り、安保体制に踏み込まなかったのに、それを安倍内閣が強引に閣議決定したことや、さらに、昨年12月15日の都内での講演でも「敵基地攻撃能力」の保有について「最低限の打撃力は検討すべきではないか」とさらに踏み込んだ立場を明確にしていることについて、広陵町政を担っている山村町長の見解を求めているものです。この問題に対して山村町長の憲法認識はどうか、地方自治体の首長においても憲法99条において、憲法擁護義務があることを自覚して回答願います。

(回答)

憲法99条について、「憲法尊重擁護の義務」を遵守することは、日本で生活するうえでは、常に認識して日常を送るべきものと考えます。

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定がなされたことに関しては、前年にも回答させていただいた内容と同様になりますが、本町は憲法に違反するか否かを判断する立場ではございませんし、また、閣議決定事項に対して、異議を申し立てることもございません。

3. 前回の回答で「自衛隊法に基づく自衛官募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項の規定による法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当し、住民基本台帳の一部の写しを閲覧または印刷物での提供ができるものと政府が答弁しています。」とありますが、「住基法第11条1項は、閲覧させることを請求することができる」とあり、町があくまで自衛隊法での閲覧請求と解釈したとしても、法は「閲覧」であり、印刷物の提供は法を逸脱していると考えますので、印刷物での提供は中止願います。

(回答)

住民基本台帳法11条第1項の「閲覧させる」ことが可能との解釈と、併せまして自衛隊法97条第1項「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」の規定及び自衛隊法施行令第120条「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」の規定の解釈により、印刷物としても名簿の手渡しが可能と判断をしています。

4. 常設の「核兵器廃絶」看板設置を求めます。前回の回答には「常設の看板の設置については、次年度に設置できるよう、設置方法や設置場所を検討してまいります。」とありますが、また設置のための予算もついたと聞いていますが、その進捗状況をお知らせ下さい。

(回答)

現在、令和4年度予算への計上を予定しており、道路から見える場所に常設の看板設置を計画しています。

コロナ対策の充実、医療体制の強化のために

5. 第3回目のワクチン接種について万全を期して実行してください。また偽りの情報によって接種をためらう住民に対して、正確な情報提供で克服するようはたらきかけて下さい。

(回答)

新型コロナウイルス感染症に対し、発症を予防し、重症者や死亡者の発生をできる限り減らすことを目的として、3回目につきまして、国の示す対象者に対し、適切な時期に接種できるよう医師会や地域医療機関等の協力を得て体制を整えています。

また、ワクチン接種が進む一方で、偽情報やデマも広がり問題となっています。少しでも不安を軽減するため、適切に情報提供してまいります。

6. 事業をたたむ以外に手立てがない中小自営業者が増加傾向です。新たな持続化給付金制度の導入を国にはたらきかけて下さい。また営業時間や営業方法に規制を設ける場合は「自粛を求めるなら補償とセットで」を原則に支援を強化して下さい。

(回答)

国においては、令和3年度補正予算にて事業収入の減少要件を満たした事業者に対して最大250万円を給付する「事業復活支援金」の実施を予定しており、一昨年に実施された持続化給付金制度と同様、事業者の方々の事業継続を支援する制度であると認識しています。

また、営業時間の短縮など事業者の方々に何らかの規制を設けることは、当町において現段階では想定しておりませんが、実施する場合においては、昨年実施した飲食店等に対する営業時間短縮の協力依頼と同様に協力金等による補償は効果を検証しながら検討していきます。

7. 経済的な理由による受診抑制が起きないように、無料低額診療実施の医療機関を増やし、あわせて制度の周知を進めて下さい。「自宅療養」の名のもとに診療放棄のないように具体的に手立てを講じて下さい。

(回答)

無料定額診療医療機関並びに検査後の体制整備や、発見から早期治療、療養、社会復帰までの流れにつきましては、県が行っていますので、実態についても把握しにくい状況にあります。

町では、住民に適切な受診や検査を受けられるよう情報提供するとともに、感染予防対策に引き続き取り組んでまいります。また、困難な状況にある方の情報収集に努め、必要に応じて支援してまいります。

ごみ行政の前進のために

8. 指定ゴミ袋の有料化について、「現在は、10市町村による山辺・県北西部広域環境衛生組合としてごみ処理の広域化が進められておりますので、広域化施設稼働後において、今後の財政状況をも視野に入れながら指定ゴミ袋の手数料見直しについて検討していきたいと考えております。」と回答をいただきましたが、有料化議論の平成13年答申は、施設誘致場所の関係者だけの犠牲ではなく、その地域のために町民全員でごみ減量化等に負担をしても取り組んでいこうということになったものです。私たちは、本来ごみ行

政の財源は税でまかなわれるべきものとの立場ですが、減量化に効果もあるという人の意見も取り入れ、原価 11 円を 45 円(大)で販売するのは暴利という他なく、半額に値下げすべきだと主張しています。ぜひ、ゴミ袋の負担を軽減してください。ごみ施設の新設のため、税以外に別途原価の 4 倍という異常な税外負担は町民の容認できる場所ではありません。尚、この要望が困難であれば、低所得者に配慮し、一定数を無料にし、排出量に応じて有料にする方法なども検討していただきたいです。更に、昨年 4 月から実施している紙おむつの無料回収の実施は喜ばれています。1 月、2 月、3 月、7 月の広報に載せてもらっていますが、町民が周知できるよう引き続き広報をお願いします。

(回答)

指定ごみ袋の手数料の見直しにつきましては、昨年に回答させていただきましたとおり山辺・県北西部広域環境衛生組合としてごみ処理の広域化施設稼働後を目処に再度検討させていただきます。

現在の手数料は、平成 13 年の有料化議論の答申をもとに決定されましたが、答申から 21 年が経過し、この期間に急激な気候変動等もあり地球温暖化が影響を与える問題も多く世界的規模で新たな環境施策や取り組みが行われ、ごみ処理問題も重要課題のひとつとなっており、適切に処理するために経費も増加傾向となっています。

この豊かな環境を未来の子どもたちに引き継ぐためには、環境に配慮した取り組みも必要であり、多くの住民の方々には、その対策や処理費用等の一部としてご負担いただいていることをご理解いただいているものと認識しています。

また、生活支援事業として従来から生活保護世帯については、1 年に可燃ごみ(小) 8 袋、不燃ごみ袋(小) 1 袋、その他プラ袋(小) 1 袋を無料配布、令和 2 年度及び令和 3 年度には新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業として、町内全世帯に無料引換券の配布、令和 3 年 4 月から紙おむつの無料回収等の様々な支援対策も行っていますが、今後も引き続き社会情勢を鑑みながら検討や取り組みを行ってまいります。

なお、紙おむつの無料回収の周知の件ですが、昨年の 1 月、2 月、3 月、7 月、本年 1 月の広報に掲載していますが、今後も引き続き広報や町ホームページを通じて広く周知してまいります。

9. この 3 月 18 日で稼働停止となるクリーンセンターについて、令和 7 年 5 月に天理の新施設でのゴミ処理を開始するまで「回収不能」などの不測の事態に陥らぬように対応を徹底して下さい。

(回答)

稼働停止後もごみ収集及び処理については、従来どおり変わりなく収集できるように調整及び準備を行っています。

個人情報の的確な管理のために

10. 国は多額の費用を投じて国民にマイナンバーカードの取得を勧めています。種々の情報が紐付けられるこのシステムについて、個人情報漏洩の心配が多く多くの住民から指摘されており、全国でも広陵町においてもこのカードの取得率は 4 割に達していません。昨年 9 回もシステム障害を起こし、金融庁からは是正命令の出ているみずほ銀行出身者が取り扱い団体の役員に選ばれていることも象徴的です。ポイント付与などで住民の歓心を買

うような進め方は中止して下さい。個々のシステムに対応した番号付与で問題ありません。

(回答)

マイナンバーカードのセキュリティ対策としましては、ICチップ内の情報は必要最低限の情報のみが記録され、税情報や年金給付情報等、プライバシー性の高い情報は記録されていません。また、ICチップ内の各アプリケーション間は、暗証番号等のアクセス権情報を設定することにより、各サービス用システムから異なるアプリケーションへのアクセスを制御しており、暗証番号の入力も一定回数以上間違えると、カードがロックされる仕組みとなっています。

また、マイナンバーカードの偽造目的等の不正行為に対しましては、ICチップ内の情報が不正に読み出されたり、解析されようとした場合、自動的に内容が消去される等の対抗措置(耐タンパー性)が講じられ、高いセキュリティ性を確保しています。その他、レーザーエンブレブやマイクロ文字など、券面の偽変造を防止するためのセキュリティ加工も施されています。

マイナンバーカードを利用する場面としましては、保険証としての利用や、新型コロナウイルスワクチン接種証明書のデジタル化、公金受取口座の紐付け、転出・転入のワンストップ化など、行政手続のデジタル化とともに徐々に増えています。多額の費用を投じられているからこそ、適切に管理・運用し、デジタル社会の早期実現にむけてこれからも継続して取り組むべきであると考えます。

11. 国がデジタル関連の法的整備を進めています。全体像はまだ明らかになっているとは言えませんが、地方自治体が管理する個人情報、地方自治体以外に提供させる仕組みづくりが進んでいることに危惧を感じています。広陵町で定めた個人情報保護条例の内容を逸脱するような法整備を行わないように国に申し入れて下さい。例として、教育のデジタル化と称して、生まれてから現在までの受けた学校教育や職業教育、賞罰などをマイナンバーで管理する仕組みが準備されつつあることが指摘されています。

(回答)

国が進めるデジタル関連法整備については、詳細はまだ明らかになっていませんので、広陵町としてどう対応するかは、これからであると考えます。

個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした「個人情報保護関連5法」を基本に定められています。

国が進める法整備については、当然、これらの法律との整合性を取った上での法制定がなされるものと認識しています。

広陵町個人情報保護条例についても個人情報保護関連5法に反しないよう制定しています。

今後の広陵町における個人情報の取り扱いについても国が定める法令の範囲内で広陵町個人情報保護条例を適切に改正した上で、必要に応じて別途条例等を制定・改正することにより、これまでの取扱いに準じたものとすべきと考えます。

公共交通の継続・充実・新設のために

12. 公共交通の充実を具体化してください。昨年5月の回答書では「運行ルート及びダイヤの設定に当たっては・・・最も意見が多い条件を反映した運行ルート及びダイヤを決定しているところ」とあります。町としても努力されていることは理解していますが、日々元気号を利用する町民としては、次の点を是非改善していただきたいと思います。

①中央公民館から真美ヶ丘センターまで以前のように約20分で行けるようルートを変更してください（現在は約1時間かかる）。

②元気号を使って馬見南方面から国保病院へ行くルートがありません。早急に対策を講じてください。

(回答)

広陵元気号の運行につきましては、町内全域を対象として、町民の皆さまのご意見等を総合的に判断した上で、広陵町公共交通活性化協議会での審議を経て決定しています。

この度のご意見に基づく①中央公民館から真美ヶ丘センターまでの運行時間につきましては、現在の便では、北部支線の2便・4便及び南部支線の2便・4便・6便において、20分以内で運行するダイヤとしています。また、真美ヶ丘センターから中央公民館までの帰りの便につきましても、北部支線の3便・5便及び南部支線の3便・5便・7便において、20分以内で運行するダイヤとしています。次に②馬見南方面から国保中央病院へ行くルートにつきましては、ご指摘のとおり、直接行く便はございませんが、真美ヶ丘地域であれば、奈良交通バス及び近鉄電車等の既存交通を活用していただくことが可能となっておりますので、ご理解いただければと思います。

また、現在、広陵町地域公共交通計画を策定予定であり、各種統計資料や住民アンケート調査の結果により現状を把握しており、地域分析を行った上で、持続可能な公共交通となるよう検討しているところです。

13. デマンド交通の導入については、議論が進み、「健康づくりの観点から歩くこと」、「相乗りであり思うような便利さはない」、「以前の経験で事前予約が面倒」という意見を取り入れ、あくまでも現行の元気号一辺倒のようです。さらに、デマンドタクシーは費用が掛かるという点も採用しない理由に挙げていました。しかし、議会でも明らかになったように、特別交付税の中に、「特別交付税に関する省令第5条3号ニ地方バス路線の運行維持に要する経費があること」に従って 広陵町は地方バス路線運行維持対策に要した費用に関する調(1補助事業 2単独事業)を県を通じて国に申請しています。県の資料では、算定額として、令和元年度45221千円、令和2年度36864千円となっています。国の制度では、赤字の8割を補填することになっており、相当額が特別交付税に含まれています。広陵町は、ご存知のように北葛城郡の中でも比較的面積は広く、自家用車なくては動きの取れない典型的な地域です。高齢者の増加に伴い、移動手段の確保は他市町村より切実です。今の元気号の活用では、移動手段の確保はとても無理です。高齢者の切実な願いになっています。政府も「地域交通の確保に関する特別交付税は毎年増加傾向にあり、8年間で約36%増加している」と述べています。(平成29年総務省資料)よって、元気号一辺倒を改め、デマンド交通の創設で利用環境の抜本的改善を要望します。

(回答)

令和3年度に地域公共交通計画を策定予定であり、広陵元気号を含め、今後の公共交通のあり方について見直し、社会動向や住民ニーズに応じた5年間の計画としています。計

画策定に伴う住民アンケート調査においては、デマンド型交通など、公共交通の運行方法についてご意見を求めたところであり、それらを参考に現在検討しているところです。

地方自治の前進のために

14. 昨年6月から発効した自治基本条例は、住民の自治を担当する自治会や大字への個別説明も行わず制定されたという経緯があります。むしろ時間をとって地域の合意を広げる努力を行ってから採択した方がよかったのではないかと考えます。すべての自治会や大字での説明会の開催を求めます。

(回答)

現在、地域課題を解決するためにコミュニティカルテの更新を予定しており、新型コロナウイルスの感染状況をみながら、今後、作成したコミュニティカルテを基に地域課題の解決を地域と行政と共に考えていく懇談会、住民ワークショップ等を開催していく予定です。

15. これまで町に対して要望や苦情があれば住民は直接関係部局に連絡し改善を求めてきました。自治基本条例ではおおよそ小学校単位で組織するまちづくり協議会なるものに判断を委ねるため予算の確保も明らかにしています。しかしながら、憲法が定める請願権を持ち出すまでもなく、地方自治体が住民の声を聴くのは当然のことです。町への苦情が出た時に「まちづくり協議会で検討してほしい」と責任回避を行わないことを明確にして下さい。住民間に新たな階層性を持ち込む危険を指摘する声もあります。

(回答)

まちづくり協議会は、区・自治会単位で解決できない課題を広域的(おおむね小学校区)に取り組む組織であり、地域自治の確保が目的です。住民の声を聞くことについて、これまでも「町長への手紙」や「投書箱」による直接の広聴があります。また、自治基本条例第31条(広報・広聴・パブリックコメント)について規定しており、種々計画策定時には広く町民から意見を聴くこととしています。また区・自治会からは「要望書」等の提出がありますので、これらについては、今後も継続していきます。

低廉で安全な町営住宅の確保について

16. 「住まいは人権」との言葉があります。経年劣化が著しく、耐震性や火災予防の観点からも危険な町営住宅について、生活に困窮している住民のよりどころとして、低廉な町営住宅確保のために、建て替えを進めて下さい。

(回答)

町営住宅の老朽化対策につきましては、集約化や建替について、今後の取組の方向性を検討しているところです。

17. 町内に200戸を超えている(町の説明による)空家の有効活用として、これらの空き家を改修して町営住宅として位置づけてはいかがでしょうか。

(回答)

空き家につきましては、所有者の改修費用負担の問題や個別事情、また維持管理の面での効率の悪さが課題となっていることから、集約化や建替に向けて検討してまいります。

道路行政の改善のために

18. 道路の改善について要望します。

- ① 県道河合・大和高田線の赤部・平尾等の危険解消対策で「平尾地区のコスモ石油から南に入った道路脇の用水路に段差やふたがなく不安に思う。」との質問に「用水路につきましては、地元大字や地元水利組合と今後について協議を行ってまいりたいと考えます。」と答えていただきましたが、どうなったでしょうか。

(回答)

地元区長とお話をさせていただきましたが、当該水路は個別事情が多い水路であることが判明しましたので、今後も継続して地元と協議を行ってまいります。

- ② 県道河合・大和高田線赤部の狩森宅西の側溝に蓋をすることで高田土木事務所と合意しましたが、その後の進展はどうなっていますか。

(回答)

奈良県高田土木事務所から、お示しの土地が別利用されることとなりましたので所有者との話し合いを行う計画である、との回答をいただきました。

19. かつらぎの道の整備について。かつらぎの道の馬見北7丁目と同5丁目の間にかかっている橋（バス通りの上）の道路がこのほどきれいに整備され、歩きやすくなりました。傷みのひどいところから修理されていると思いますが、石畳の欠けたところをつまずいて怪我をしたという人の話を今年も数人から聞きました。通勤通学、買い物、散歩とよく利用されている道なので引き続き整備をお願いします。

(回答)

かつらぎの道の全体的な改修につきまして、香芝市と協議を行いながら進めるとともに、傷みがひどい箇所につきましては、随時補修してまいります。

20. 西体育館（馬見南3丁目）周辺の安全確保に努めてください。ガードレール等作っていただきましたが、現在も安心して通行できない状況です。カラー舗装やカーブミラーの設置を検討してください。この件は周辺自治会や香芝市とも協議が必要な事柄です。調整をお願いします。

(回答)

ご指摘の場所は、周辺自治会から、通り抜けの車が多くまたスピードを出して通過するため危険、との申し出があり、安全対策に向けて周辺自治会と町とで協議を行ってまいりました。

協議の結果、ご指摘の場所につきましては、スピード抑制の路面標示の更新となりました。今後も周辺自治会のお話を聞きながら、安全対策に努めてまいりたいと考えます。

「町道別所坂線」の当該現場におきまして、φ800mmカーブミラーの鏡面の部品を職員が手で掲げながら検証した結果、交差点におきましては既に設置しているカーブミラーにて対応できている状態であり、道路カーブにおきましてはカーブミラーを現状以上に設置しても効果がないと判断しました。この箇所は、直接対向車両や歩行者等通行者を目視することの方が危険回避できることものと考えます。

また、既存のカーブミラー（西体育館駐車場東側）の鏡面が曇り、見えづらかったことから新しい鏡面に取替を行い、対向車両や歩行者等通行者の視認補助に努めています。

21. 平尾の南都銀行あたりの通園、通学路の止まれの標識が薄く消えかかっているの、点検して下さい。馬見南1丁目スギ薬局付近のセンターラインを消えており危険です。

(回答)

薄くなった白線等につきましては、計画的に修繕を行っています。ご指摘いただいた場所につきましても随時修繕を行ってまいります。

また、南都銀行馬見支店あたりの通学路の止まれの路面標識の引き直しについては、その周辺を巡回し、止まれの標示の消えかけている箇所を確認した結果、県道河合大和高田線点滅信号の交差点の東西に止まれの路面標示がありました。現場は既に路面標示が引き直しされていたのでご報告させていただきます。

22. 「箸尾南交差点から北小学校への通学路では、通学時間帯だけでも一方通行に」との要望に、「ご要望の一方通行への変更に関しましては、学校及び地元区長並びに区を通じまして周辺住民に意見を伺い香芝警察署とも協議を行いたいと考えます。」と答えていただきましたが、その後の対応はどうになりましたか

(回答)

地元南区長にご意見をお伺いしましたが、通行規制区間の住民の理解を得られる可能性は少ないとのことでした。また、北小学校に確認を行った結果、どの大字の保護者からも当該区間を一方通行の規制をかけてほしいのご意見、ご要望は出ていません。

併せて、香芝警察署交通課と協議を行ったところ、仮に一方通行規制を施行するとなると、通行可能方向を通行する車両は、スピードを今まで以上に出してしまう傾向があるため、通行者等にとって危険度が上がる可能性があるとのことでした。

このことから、本件一方通行規制の上申に関しては、実施を見合わせることにさせていただきます。

医療・介護・後期高齢医療などの負担軽減と制度の充実のために

23. 国保の県単位化となっても広陵町独自の申請減免制度は継続して下さい。

(回答)

国民健康保険制度は、平成30年度より県単位化の新制度が始まり、令和3年度の県単位化の中間見直しにおいて、令和6年度の保険料水準の統一に合わせ、保険料及び一部負担金の減免基準についても統一化し、実質面での保険料負担の公平化を図ることとなりました。令和3年度から減免制度も統一になり、費用においても県全体で分かち合うものになりましたが、本町におきましては、財政調整基金の積立金を活用し、統一保険料となる令和6年度までのうち、令和5年度までは経過措置を設け、継続実施します。

24. 国保税は低所得者層ほど負担割合が大きく、消費税増税や新型コロナウイルスにより不況も進んでいるため、滞納件数も少なくありません。納税者の実態を理解いただき、納税緩和措置など活用し、一方的・機械的な差押処分のないように、丁寧な対応をお願いします。

(回答)

国保税に限らず、町税等を定められた納期限までに納付・納入されなかった方には、納期限から20日以内に督促状を発しなければならず、また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されなかった時には、滞納者の財産を差押えしなければ

ならないと地方税法に規定されています。

しかし、本町では、差押等の滞納処分を行うまでに十分な調査や納税者との面談などにより実態の把握に努め、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する一方で、滞納処分をすることで納税者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるときはその執行を停止するなど、配慮しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれ、納税が困難な納税者への対応についての総務省自治税務局長通知が発出されており、これに沿って柔軟かつ適切に対応してまいります。

25. 国保の均等割りは子育て支援の方針とも矛盾し、子どもが生まれると被保険者負担が増加する制度です。県内の他の自治体との協力した取り組みで廃止するように、県や国に申し入れて下さい。県内の担当者が連名で知事に対して申し入れたことは一歩前進です。

(回答)

子どもの均等割につきましては、令和4年度から、未就学児対象に均等割の5割軽減が導入される予定です。18歳までの均等割の廃止については、財政支援がない限り、被保険者間での負担の増加につながるものであり、公費による財政支援が必要不可欠のため、引き続き県や国へ要望してまいります。

26. 不妊治療にもっと助成をお願いします。不妊治療費の助成を毎年要望してきました。「令和3年度から不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため一部助成」にとっても喜んでいきます。「助成金額は夫婦の合計負担額の2分の1、1年間の上限は5万円とし、助成期間は最初に交付した年度から起算して5年間とします」とあります。回答書には、「助成金の増額につきましては、今年度の実績での評価と経年的な推移を勘案しながら検討すべきものと考えている」とあります。今年度始まったばかりで、相談件数はまだ少ないと思いますが、徐々に増額してくださる事を希望します。この助成の事を知らない人も多いと思います。広く周知活動もお願いします。国の保険適用も検討されてきましたが、高額な治療費なので、町からの助成もお願いします。

(回答)

令和3年度から一般不妊治療費等助成事業を新規事業として開始し、令和4年1月現在で6件の申請がありました。助成額としましては、上限の5万円が3件、それ以下が3件です。

まだ開始したばかりの事業ですので、助成金の増額につきましては、今年度および次年度の実績での評価をするとともに、経年的な推移を勘案しながら検討すべきものと考えています。

周知に関しましては、令和3年7月広報誌に掲載、令和4年2月号広報にも掲載を予定しています。また、令和4年3月号広報誌に「令和4年度保健事業のご案内」のチラシを挟み込み、QRコードで町ホームページにリンクできるように掲載する予定です。

担当課においてもチラシを窓口設置していますが、転入者等にも周知できるよう、庁舎内へのポスター掲示等も実施してまいります。

また、経済的負担の軽減のみならず、保健師・助産師として従来取り組んできた、寄り添い型の支援を丁寧に継続していきます。

27. 自営業者本人も国保の傷病手当金の対象になるようにして下さい。

(回答)

国民健康保険に加入している被用者（給与の支払いを受けている方）が新型コロナウイルス感染症に感染し、または、発熱等により同感染症が疑われた場合に、その療養のため4日以上就労ができなかった期間において傷病手当金が支給されます。これは、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和2年3月10日付け厚生労働局保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）等に基づき、国の財政支援のもと実施しているところです。

28. 介護保険の利用者負担の増額は、目に余るものがあります。政府は、2005年に介護保険施設の食費・居住費を原則自己負担化、但し住民税非課税世帯には年金収入や預貯金などに応じて負担を軽減する「補足給付」制度を設けました。しかし、2015年頃は1日390円が、次に650円に上がり2021年8月からは1360円になっています。その制度を厳格化し、住民税非課税世帯の食費の負担限度額は、年収120万円を越える人で月2万円以上、年間約26万円増になり、低所得者ほど苦しくなります。広陵町では「補足給付」制度から外れた方はどれ位に上っているのか明らかにして下さい。退所や利用制限をされた方の実態を詳細に把握し今後の施策に生かすことを要望します。

(回答)

令和3年8月から、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しが行われました。限度額減額認定申請されたうち約20件が所得超過等により適用非該当となりました。利用制限等の相談につきましては、その方の状況に応じ、個々に対応をさせていただいているところです。

制度改正の内容周知に努めるとともに、利用者にとって利用者負担の増額は生活に与える影響も大きいことは十分に理解しておりますので、今後も県や国への予算要望の際には、公費の負担増額を求めてまいります。

29. 本年10月から75歳以上の高齢者の医療費窓口負担が、1割から2割に2倍化します。該当者は、単身で年収200万円以上ですから決して`お金持ち`などではありません。政府は盛んに「現役世代の負担軽減のため」と言いますが、後期高齢者医療制度では、給付費の約5割が公費、約4割を現役世代の支援金、約1割が後期高齢者の保険料です。窓口負担を増やして一番減るのは公費です。参議院予算委員会で田村厚労相は、「一番減るのは公費の年980億円」と答弁、現役世代の支援金は720億円減りますが、それによって軽減される保険料は一人当たり年350円です。後期高齢者の負担は万単位になり、家族の家計を支えている息子や娘など現役世代にも負担増が直撃します。基礎自治体として、このような現状に対し、きっぱりと政府に町民の声を伝え負担増に反対して下さい。

(回答)

今回の改正は、少子高齢化が進展し、団塊の世代が後期高齢者となる中で、現役世代の健康保険料の負担上昇を抑え、国民皆保険を維持していくために、給付と負担の見直しとして、負担能力のある方にご負担いただくものとなります。

令和4年10月から、75歳以上の窓口負担について、現在、現役並みの所得があれば3割、それ以外は1割となっていますが、これを単身なら年収200万円以上、複数人世

帯なら75歳以上の年収合計が320万円以上の場合、負担割合を1割から2割に見直されることとなりました。これによりまして、該当される方につきましては、自己負担額の増加が懸念される所ですが、急激な負担増を抑えるため、施行後3年間は1月分の負担増を最大でも3,000円に収まるよう、配慮措置が講じられます。

制度改正の内容周知に努めるとともに、高齢者にとって医療費負担の増額は生活に与える影響も大きいことは十分に理解しておりますので、今後も県や国への予算要望の際には、公費の負担増額を求めてまいります。

30. 後期高齢者の健康診査等について。今年度、後期高齢者への集団検診を実施していただき非常に喜ばれています。来年度からも引き続き実施するようお願いします。

(回答)

昨年度は後期高齢者の方への集団健診を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考え、実施を見合わせいたしました。今年度は感染対策に配慮しながら、11月30日、12月1日の2日で実施しました。

5月下旬に発送の健康診査受診案内に、オプションでのがん検診を含む集団健診の案内を掲載し、申込みを受け付けさせていただきましたところ、180名の募集に対し、約100名の申込みがあり、当日はキャンセル等もあったことから89名の受診となりました。

集団健診は初の試みであり、ニーズが把握しきれていない中での実施となったことから、今回の申込み状況等を受け、来年度以降、より受診していただきやすい健康診査となりますよう見直しをしてまいります。

生活保護と無料低額診療事業について

31. 生存権を守るための生活保護基準引き下げに反対する裁判が各地で行われていますが、2020年6月、コロナ下でのもとで、安倍首相が「文化的な生活を送る権利があるのでためらわずに(生活保護)申請してください」との発言があり、さらには申請者の親族への扶養照会が問題になり、当時の田村厚労相は「扶養照会は義務ではない」と答え、手続き上必ずしも必要ないとの方針が伝えられました。わが町でもこうした答弁を活かし権利としての生活保護の実施、扶養照会は原則実施しないことを要望します。

(回答)

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。生活保護の申請は国民の権利ですので、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらうことなく申請いただくことができます。

申請は容易にすることが可能ですが、受給いただくにはその方の資産、能力等あらゆるものを活用することを前提としています。生活保護法第4条第2項の規定において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」ものとして定められており、「保護の要件」ではありません。この意味するところは、例えば扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入と取り扱うことを意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、「扶養義務の履行が期待できない」と判断される被扶養者には、直接の扶養照会を行わない取扱いとなっています。

要保護者の相談に当たっては中和福祉事務所ケースワーカー及び町職員が対応いたし

ますが、丁寧に生活歴等を聞き取り、個々の要保護者に寄り添った対応を心がけてまいります。

32. 無料低額診療事業を行っている病院・診療所は奈良県に 25 カ所あります(2019 年)。経済的困難で医療費が払えない方を対象に、医療機関が独自に医療費を無料または低額にするもので、社会福祉法に基づく事業です。当該医療機関で審査が必要になりますが、生活保護を申請するところまでは行かないが、それに準ずるような方が対象です。広陵町でも、この制度を知ってもらう機会を作っていただけませんか。生活保護担当窓口や民生委員の方々を対象にした学習会を開いて内容を知っていただき、相談者の利用機会を作っていただきくことを要望します。

(回答)

無料低額診療事業については、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業です。奈良県では医療機関ごとに審査されますが、対象者は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者とされています。福祉に携わる者は認知しており、民生委員の方々には関係機関へのつなぎをお願いしていますので、制度については定例会等で周知してまいります。

すべての子ども・学生の学びと成長を保障するために

33. 35 人学級の実現をお願いします。35 人学級について、回答には「1 年生だけでなく、2 年生やそのほかの学年も少人数学級編成を実施できるよう指導の実施に取り組んでいる」とありました。再要望の回答には「本町は 2025 年度までに全学年 35 人学級への移行に向け、引き続き、段階的な移行を検討し・・・」とあります。ぜひ小学校、中学校と実施できるよう取り組んでいただきたいものです。河合町では小、中学校を 35 人学級にすると明言されていると聞いています。国、県に教員を増やすよう、要望を強めてください。

(回答)

現在、国が示す小学校の学級編成は、2025 年度までに段階的に全学年を 35 人学級へ移行するものです。

令和 3 年度は、小学校 1 年生と 2 年生が 35 人学級となっており、令和 4 年度は、3 年生までが 35 人学級となります。その他の学年においても、1 学級あたり平均児童生徒数が 35 人を超える学年の数に応じた加配基準が示されています。

現状は、各校それぞれの学年、学級の実態等を踏まえ少人数学級編成を実施できるよう、また、きめ細かな指導の実施に向けて取り組んでいるところです。2025 年度までに全学年 35 人学級への移行を踏まえ、少人数学級編成の実施に向け、引き続き、県教育委員会に教員加配について要望してまいります。

中学校においても、小学校と同様に、今後も一学年でも多くの少人数学級編成や少人数指導が実施できるよう、町常勤講師の任用についても柔軟に検討するとともに、県教育委員会には教員加配について強く要望してまいります。

34. ICT などの活用にあたっては、新たな格差を生まないようにしていただきたい。さらに機器の利用について教員や児童生徒をサポートできる支援員を配置して下さい。さらに

事故で損傷したパソコンの修理費用は自治体が負担するようにして下さい。

(回答)

授業等におけるICTの取り組みについては、各学校それぞれが工夫し、情報端末の活用を進めているところです。教育委員会では、学校間の格差が生じないように、定期的にGIGAスクール構想推進委員会を開催し、活用状況や内容などの情報共有を始めとして、積極的な活用を促している状況です。

また、教職員や児童生徒をサポートするICT支援員は、令和3年度から配置しています。各小中学校と打合せ後、教職員研修及び授業支援を実施しており、有効かつ積極的に情報端末を活用して授業内容に応じた取り組みを進めています。今後もICT支援員の配置を継続してまいります。

35. 情報端末の修理費用につきましては、水濡れや衝撃などの外的要因がある場合は、保護者に一部負担をお願いしておりますが、外的要因が見られず動作不良となった場合については、公費負担で修繕を行っております。情報端末の活用と損傷等の対策については、その取り扱いも含め、適正に対処したいと考えております。義務教育は無償との憲法の規定に違反する様々な保護者負担について研究し、国の負担とするようはたらかせて下さい。

(回答)

国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないとされています。また、児童生徒が使用する教科書についても、国が発行者から直接購入し無償で給与することで、保護者の経済的負担の軽減等を図っているものです。

保護者の方には、子どもたちの学びに必要なものを、学校諸費等としてご負担いただいているものですので、ご理解をお願いします。

36. 空家の活用方法として、概ね小学校区に1か所児童館の設置を検討して下さい。

(回答)

施設としては、地域の公民館・集会所など現有施設の活用が相当と考えています。しかしながら設置等については、課題整理等を十分に行い、検討する必要があります。空き家対策の観点や、地域での協力体制の構築も必要となることから、関係部局と情報共有を行いながら検討してまいります。

37. 小学校及び中学校の女性トイレに生理用品を設置して下さい。

(回答)

生理用品につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響への支援の一助として、町社会福祉協議会から中学校に生理用品の配布があり、活用させていただきました。

小中学校では、生理用品の設置と配布は保健室で行っています。

今後は、学校で設置場所、配布管理等を協議したうえで、引き続き必要な児童生徒に配布できるよう検討してまいります。

38. ランドセルからランリュックへの変更を検討してください。今使われている教科書は昔と比べて大判で重く、ランドセルに数冊入れるだけでかなり重たいです。特に低学年には体に負担がかかってしまいます。暑い夏やタブレットを持ち帰る時など、更に大変です。ランドセルに比べるとはるかに軽量で安価なランリュックの使用などそろそろ検討してもらえませんか。

(回答)

以前からご提案いただいておりますが、ランドセルにつきましては、各ご家庭で子どもたちとともに選んでいただくことが、小学校の学びへ移る環境変化に対応する準備でもあると考えています。また、教科書が重いとのことですが、可能な範囲で教材を学校に置いておくことも認めている現状です。

ご提案いただいているランリュックについては、児童お気に入りのものであるならば、その旨を小学校に相談いただき、ランドセルと同じように選択していただくことも可能です。議会でもその旨お答えさせていただいておりますが、一律的なランリュックへの変更は検討しておりません。

39. 希望すれば誰もが高校や高等教育を受けることができるように、返済の必要のない奨学金制度の充実を目指して取り組んで下さい。町が運営している奨学金制度の拡充をお願いします。

(回答)

本町の奨学金は、学校長の推薦により教育委員会を経て町長が決定することとなり、令和3年度の奨学金受給者は19人の状況です。

返還を必要とする貸与型での実施が多い中、ご承知いただいておりますとおり本町の奨学金は年間60,000円で、返還を必要としない給付型で実施しています。

奨学金制度については、必要な方に適切に制度を利用いただけるよう、適正な情報発信を行い、当面はこれまでと同様に、継続した教育の支援対策として実施してまいります。

40. 町立図書館の改善をお願いします。昨年5月の回答書によりますと「地域の図書館窓口」の設置を計画されているとのことですが、ぜひ実現するようお願いいたします。また、ブックポストについては、図書館への公共交通の便が少ないので、商業施設や中央公民館などへの設置をさらに増やすようお願いいたします。

(回答)

「地域の図書館窓口」については、まず、学校図書館を地域へ向けて活用できるように、関係部署との協議を行っており、実現に向けて計画中です。また商業施設において図書館の本を置くスペースを確保することについても協議中です。ブックポストについても併せて検討してまいります。

41. 他施設を利用することとなる施策のため、セキュリティや管理上の面から実施まで一定の時間を要しますが、できるだけ早く実現できるよう努めます。いったん手にした開架式の書籍は元に戻さず職員が消毒した上で戻すとか、館内の滞留時間を30分に制限するなど徹底した衛生管理をしておられることは特筆に値します。同時に、図書館司書としての本来の職務をもっと位置付けた図書館運営になるように引き続き取り組んで下さい。

(回答)

新型コロナウイルス感染症において、図書館は不特定多数の方が利用される施設であることから、感染源とならないよう、できる限りの対策を行っていますが、そのために図書館業務に相応の影響があることは否めません。

職員一同精勤に努めていますが、まだ収束も見えない状況下「withコロナ」といわ

れるように今後はコロナウイルスと付き合いながら図書館を運営して行く必要があると
考えます。そのため、コロナ対策の一部業務を含めた施設管理について、専門家である民
間事業者に包括委託させていただくことを令和4年第1回臨時議会で上程させていただ
いたところです。包括委託によって置き換わった業務時間を、今後は図書館司書として
力量を発揮するように種々の業務に力を入れ、重点的に住民の皆様への図書館サービスに
努めてまいります。

中央公民館の建て替えをはじめとする公共施設の充実について

42. 中央公民館建て替えについてどのように取り組まれますか。中央公民館建て替えにつ
いては、検討委員会で様々な角度から検討されていると聞いています。2019年9月議会で
「おおむね5年をめぐりに基本方針を決定しその後早期の建て替えを目指す」と表明され
ました。2021年7月議会では、3期目の町長就任にあたり、「任期中に目処をつけたい」
「目処」については「予算の確保、建設計画の策定」と明確に答弁されました。回答で
は、検討委員会からの答申を受けてから「広陵町文化芸術基本計画（仮称）」を定め、ソ
フト面、ハード面の両側面から具体的な方針を定める計画とあります。検討委員会だけ
でなく町としても具体的な方針（施設の構想、立地場所、資金計画等）の検討を加速さ
れる時期ではないでしょうか。町としての今後の取り組みの計画を聞かせていただきた
い。

（回答）

広陵町の文化芸術の振興及び公民館のあり方検討委員会において、公民館行政の基本方
向として「広陵町がめざすべき公民館のあり方及び建替に関する検討結果（案）」と、文
化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2にある「地方文化芸術推進基本計
画」に相当する「広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）（案）」が答申として示されま
す。

町では答申を受けた後、ソフト面の「広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）」を策定
し、計画の実行を進めるとともに、「広陵町がめざすべき公民館のあり方及び建替に関す
る検討結果」の内容を十分に踏まえ、この計画とともに、公民館の方向付けや手順や手法
も含め、議会とも相談しながら進めてまいります。

43. 近隣市町村との公共施設の共同利用について研究しておられますが、もともと住民の願
い実現から持ち出された議論ではなく、経費削減が主な動機という他なく、遠方の施設
であれば移動手段にも事欠く中で事実上利用できないとの声があります。住民の願いと
は言い難い施設を建設し今日では多額の赤字を計上している施設（例：はしお元気村で
は年間3千万円超の赤字と町が説明している）の見直しこそ求められているのではあり
ませんか。

（回答）

過去に整備された公共施設の老朽化が進み、毎年維持管理や修繕に多額の費用を要して
いる現状にあります。また、広陵町の将来人口予測では、今後、少子高齢化による税収の
減少や扶助費の増加が見込まれ、今ある全ての施設をそのまま更新することは難しい状況
となっています。このことから、住民の更なる利便性の向上を図り、比較的コンパクトな
市域・町域であるメリットを生かして、近隣市町による施設の共同利用の検討を始めた

ころです。今後は、縮減ではなく縮充（公共施設を減少させながらも、施設の機能を充実させ、住民サービスの向上を図ること）を目標に各市町で検討しているところです。

44. 「受益者負担の原則」を持ち出し、これまで無償あるいは低料金で利用出来る公共施設の有料化や値上げは行わないで下さい。

(回答)

前述のとおり、公共施設の老朽化が進み、毎年多額の維持管理費が必要となっています。このことから、施設の維持管理部分（ランニングコスト）については、受益者負担の観点から料金のあり方を見直すべき時期にあると考えます。

いのちの水を確保するために

45. 県下の水道事業統合の動きがあります。大滝ダム建設では人口計画を過大に見込み水余りの精算を市町村水道の統合の中で行おうとするものです。昨年10月に発生した和歌山市水道橋の崩落事故では、紀ノ川北部に6万世帯13万人が生活しているのに、紀ノ川南部にしか浄水場がなく、一週間にわたり断水が起きる事態となりました。広陵町から応援に駆け付けましたが、浄水場がなくなるとまさかの時に住民の暮らしを直撃する典型例です。以前稼働していた井戸水を廃止し既に県水100%となっているわが町では、むしろ必要なところに必要な数の浄水場を確保して安定的に上水を確保するようにして下さい。

(回答)

本町では、地下から汲み上げている自己水の水質が不安定なこともあり、より良い水質への転換を図るため、平成26年度に県営水道からの100%受水に切り替えました。

真美ヶ丘配水場及び大野配水場には、各々異なる県営水道の水系から常時貯水しており、災害時の一定量の飲料水の確保はできています。また、現在、水道管の耐震化を計画的に実施しており、今後も災害に強い安定した水道水の供給に努めてまいります。

46. 水道の統合にあたり民間委託の方針も浮上してきています。いのちの水は自治体の責任において管理するようにして下さい。

(回答)

県域水道一体化につきましては、現在任意協議会を設置し、基本計画の策定に向け懸案事項について検討を重ねているところです。

協議会では、民間委託の範囲及び内容についてはまだ決まっていますが、現在ほとんどの水道事業体で何らかの民間委託がなされているのが現状です。本町におきましても包括委託により検針業務、開閉栓業務、窓口業務、滞納整理業務を委託しています。委託により職員の人員不足が補われ、業者が有している専門性によりきめ細かな対応ができているものと考えています。

今後県域水道一体化が実現された場合であっても、人員不足の状況において民間委託により効率化を図りながら、水道事業の根本である安全で安心な水を安定的に供給する責任は企業団が負っていくものです。

水害被害を起こさない取り組みについて

47. 広陵町では、都市計画法 34 条による開発（いわゆる特区制度）が認められてきました。最近の三吉地区など広い範囲で「広陵町洪水ハザードマップ」の浸水地域と浸水深のある場所と重なっている部分が増えています。このような危険が予想される地域まで開発を許可することは問題があると考えます。県が本年 4 月 1 日実施で条例改定を予定しているとのことですが、関係者の理解と共感を得られるよう努力した上で是非実行して下さい。

(回答)

都市計画法が改正されたことを受け、奈良県条例の改正、奈良県技術基準の改正が進められているところです。本町におきましても、都市計画法、奈良県条例などの改正内容に基づき、指定区域の変更を行ってまいります。

48. 遊水地の整備について引き続き取り組んで下さい。

(回答)

平成緊急内水対策事業として整備を進めている、3つの調整池については、用地買収がすべて完了しており、令和 4 年度から本格的に工事着手します。

49. 災害が起きた際、おおよそ小学校区で利用できる 2 階建て以上の堅固な建物が必要です。「遠くのさわやかホールまで逃げよ」などの現実離れした避難所政策は実効性を欠きます。

(回答)

洪水等の水害に関しては、地震とは違い予測ができ、ある程度事前に対応をとることが可能です。水害の際は町指定避難所の半数が使用できない状態になることは、各戸配布した洪水ハザードマップにてお知らせをしています。浸水想定区域にお住まいの皆様には、周辺の指定避難所が使用できないことから、日頃の避難の仕方については「避難行動判定フロー」にてご確認いただけるように広報等で周知をしています。避難方法としましては、指定緊急避難所に避難いただく以外の方法として、安全な場所にお住まいの親戚や知人宅に避難が可能ならそちらに身を寄せていただく方法や、自宅 2 階への垂直避難等の方法があります。(町広報令和 2 年 7 月号掲載)

また、避難に当たってどのような準備が必要であるかを「マイ・タイムライン」を作成する過程で知っていただけるように広報を行っています。(町広報令和 3 年 7 月号)

併せまして避難場所としては、一時避難所として 2 階建て以上の各大字・自治会の公民館・集会所を利用できるようお願いしています。

役場等が行える「公助」には限界があります。日頃から洪水等災害への対応を自ら考え事前準備を行う「自助」と、地域とのつながりを保ち助け合う「共助(近助)」が大切です。

このような「自助」「共助」「公助」の意識を持って生活を送っていただけるよう、今後も広報等にて周知してまいります。

公園の整備について

50. 竹取公園東側に住宅が建てられ、従来の田畑が埋められた影響で新家長福寺西北側の土地が大雨のため池状態になり、地下水の流れが発生するようになっていきますとの質問に「現地を調査の上、地元住民や地元大字区と協議してまいります。」と答えていただきます

したが、その後どのようなになっていますか。

(回答)

現地で住民の方に内容や事情をお聞きしました。改修の必要性をふまえ、調査検討を行っています。今後も住民の方と協議を行いながら実施してまいります。

51. 平尾の小さな公園が2ヶ所、学童とこども園建設に伴いなくなってしまうと聞いていますが、新たに公園を作る予定はありますか？近隣に子どもの遊び場がなくなるので検討していただきたいです。西谷公園でも以前あった遊具が工事の際に取り払われ、いずれ設置される予定と聞いていますが、まだそのままの状態です。早く遊具を設置してください。

(回答)

平尾地区の公園につきましては、新しく建設する平尾公民館の敷地内に、遊具を設置する予定であることを聞いています。

西谷公園の遊具設置につきましては、令和3年度内に設置が完了する予定で事業を進めています。

52. 竹取公園や時計台公園など、トイレや手洗い場に石けんがなくて困ることがあります。コロナ禍でのウィルス対策としてもどの公園でも安心して遊べるように、手洗い場に石けんを常備してほしいです。

(回答)

盗難や異物混入の恐れや清潔な状態で維持することが難しいといった課題がありますので、慎重に検討してまいります。

53. 横峯公園において、犬の散歩に関する試行が取り組まれています。問題なのは、適切な管理を行わない飼い主であって、むしろ適切な管理を行っている愛犬家の長年の努力を認めた上で結論をまとめて下さい。

(回答)

試行期間中にいただきました意見を集約し、分析・検討を行ってまいります。お互いが相手のことを思いやることで、皆様が快適に公園を利用していただけるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

広陵町の農業を守り、地産地消を進めるために

54. 米価の大幅下落に対する緊急対策、農業の中核である米づくりが続けられるよう実効性のある支援を要請します。一昨年に続き昨年も米価が大幅に下落し、この状態が続けば米作りをあきらめる人が益々増えるのではないかとの危機感が広がっています。この現状を直視し次の対策をお願いします。

- ①この苦境を乗り越え米づくりが続けられるよう、県の協力も得て緊急対策を講じること。
- ②政府に対し過剰米の買い上げと市場からの隔離（コロナ禍で激増した生活困窮者や学生の支援に回すなど）、ミニマムアクセス米の輸入を中止または削減するよう求めること。
- ③政府に対して戸別所得補償制度（米の直接交付金制度）の復活、米の需給や価格安定に政府が責任を持つ制度の確立を要請すること。

(回答)

米価については、食の多様化や人口減少により「米離れ」が進んでいる事に加え、コロ

ナ渦の外出控えによりコメ余りが顕著になって、米価が大きく下がっています。

国・県においても「米に関するマンスリーレポート」で主食用米等の需給見通しを示し、安定した米の供給の実現に向けて動いているところであり、これらを参考に国では米の需要調整や価格調整が検討されていることから、町としても動向を見据えていきます。

また、町においても地域の農家の代表が集まる場で需給に応じた米生産について説明しているところですが、水稻中心の本町としては、農地を農地として守っていける対策を、県と協議していきます。

国の制度として、米の直接支払交付金は廃止となりましたが、水田活用の直接支払交付金については継続して実施されており、今後とも米の販売価格の動向を見据え、対策を講じていきます。

また、引き続き生産者のいざというときの備えとなる農業共済への加入促進に努めていきます。

55. 農業の担い手づくりのための具体的な対策の強化をお願いします。

- ①新規就農者、定年就農者、集落営農、農業法人など規模や形態の如何を問わず、一人でも多くの担い手を確保するための支援。
- ②新規就農者のための農地や住宅の確保、ハウスや農業倉庫などの農業施設、農業機械等に対する支援強化。町として「農業塾」を実施し成果をあげていることは承知していますが、「定年帰農者」や自給的農家、農的生活を求める消費者に対する支援も検討してください。
- ③国の「農業次世代人材投資給付金」制度の改変で、その活用に消極的になっている自治体もあると聞きますが、広陵町での活用はどうなっていますか。今後も積極的に活用するようにしてください。
- ④収穫等の繁忙期の人手確保が切実な課題になっています。以前より農業パートの人材登録・紹介制度を作ってほしいと要望しています。その後の進捗状況はどうなっていますか。

(回答)

今年度、各地域において地域懇談会を開催しながら実質化に向け取り組んでいる「人・農地プラン」をもとに、地域の農地を守るため、新規就農者の新規参入や認定農業者、集落営農及び農業法人の規模拡大といった段階ごとに農地の集積や制度資金の活用といった支援を行いつつ、担い手が農業を続けられるような支援策を検討していきます。

また、広陵町農業塾においては、受講生から5名が新規就農者として独立しており、それぞれが創意工夫を凝らしながら営農を行っています。引き続き将来の地域農業の担い手となり得る新規就農者の育成支援を進めつつ、定年帰農者など多様な担い手が登場してくることによるニーズにも対応できるような支援も進めていきます。

「農業次世代人材投資資金」については、今年度は1名の認定新規就農者が活用をしております。令和4年度に制度の変更に予定されておりますが、今後も町内で新規就農を目指す人がいることから、引き続き当該制度の活用を行うほか、県と連携し、その他の制度資金を活用した就農支援が行えるよう、支援策についても検討していきます。

農業パート等の人材登録・紹介制度につきましては、農家と非農家の交流も踏まえ、ニーズ調査を進めながら体制構築を検討していきます。

地産地消と食の安全を進めるために

56. 地産地消と食の安全を進めるために、以下の内容で取り組んで下さい。

- ① 学校給食への地場産農畜産物の使用率向上を数値目標をもって引き続き推進してください。そのためにも特に米、じゃがいも、玉ねぎなど主要食材の使用を検討してください。これまでの慣行、制度などの制約、数量の安定供給の問題があることは承知していますが、まず季節限定での使用など工夫できないでしょうか。委託生産など計画的に生産・供給する体制作りを町のリーダーシップで JA、産業総合振興機構、農家（法人含む）など関係機関と連携して進めてください。給食食材のコストダウン、町の農業振興にもつながると思います。

(回答)

学校給食ではご承知いただいているとおり、地場産物及び県内製造品の使用について積極的に取り組んでいる状況です。

奈良県では、毎年6月と11月の3週目（5日間）が地場産物及び県内製造品を使用する割合を増やす強化月間ということで、地場産物等の実態調査を行っています。給食センターでは、この奈良県の地場産物の割合目標が30%以上になるよう努力している状況です（参考以下のとおり）。小学校におきましても、給食献立に「奈良の日」を設定し、地場産物使用率も確認しながら、給食実施を行っています。

主食の米については、奈良県給食会から学期ごとに奈良県産のお米を購入しており、年間の米飯給食に使用しています。奈良県給食会での厳しい検査基準をクリアしたものを使用しており、安全で安定的に大量に仕入れることが可能です。

また、新しい取り組みとしては、広陵町のいちご農家に協力を求め、「古都華」の提供に取り組んでいます。広陵町のいちごを入れた「いちごマフィン」の商品を開発していただき、小中学校での提供や、小学校では一般社団法人広陵町産業総合振興機構「なりわい」を通して、3月に「古都華」いちごを提供する予定となっています。

給食食材の地場産物使用については、必要数量が安定的に確保されることが必要となります。ご要望の主力食材などにつきましても、少しでも使用できるよう奈良県農協とも発注時に協議を行っていますが、生産者となる農家や奈良県農協で必要数量の確保が必要となり、計画的に生産・供給する体制について、すぐに構築することはできませんが関係課と協議の上、善処してまいります。

参考 ◎地場産物割合（県目標30%以上）

令和2年度（6月）		令和2年度（11月）	
地場産物	地場+県内製造	地場産物	地場+県内製造
26.3%	35.1%	31.9%	39.4%

令和3年度（6月）		令和3年度（11月）	
地場産物	地場+県内製造	地場産物	地場+県内製造
36.3%	45.1%	31.6%	36.7%

※地場産物・・・奈良県でとれた農産物

県内製造・・・奈良県で製造又は加工された物

- ②農家が運営する農産物直売所は消費者から益々期待と要望が高まっていますが、経営は

逆に厳しくなっています。直売所の実情を把握し、直売所が消費者の期待に応えていくために必要な支援をお願いします。

(回答)

農産物直売所は、経営が困難になった場合、国の持続化給付金や経営継続補助金を活用することができますが、コロナ渦においては外食控え等で内食が増えており、スーパーでも食料品の売り上げが好調だと聞いています。

町としては、直売所を支援することで農家が安心して農作物を出品することが出来ることから、国や県の動向を見据え、直売所や農家に情報提供をしていきます。

② 学校給食食材の残留農薬、細菌、添加物検査を抜本的に強化してください。そして分析データを町ホームページなどで開示してください。情報公開請求で入手した資料によると、町が行っている残留農薬分析は小学校では 105 種類、中学校では 227 種類となっていますが、なぜ小学校は少ないのですか。また、ネオニコチノイド系農薬は、7 種類が農薬登録されていますが近年その有害性が問題になっています。分析されているのは小・中学校とも 2 種類のみですが、あとの 5 種類はなぜ分析対象にしていないのですか？

(回答)

学校給食食材の検査につきましては、検査業務を委託し残留農薬（227項目内ネオニコチノイド系は2種類）・大腸菌・食品添加物（保存料検査）を年3回行っています。

町ホームページの「学校・教育」の「学校給食」には、「学校給食の食材検査の結果について」の項目で、その結果を公表しています。

ご指摘いただいた小学校の検査項目数につきましては、令和2年12月からは中学校給食センターと同項目の227項目の検査を実施しており、現在検査項目数に差はありません。

ネオニコチノイド系農薬は、7つの化学物質が農薬取締法に基づいてネオニコチノイド系殺虫剤として登録されています。

現在は、業者指定のパッケージ（セット）で行っており、指定の項目があればその都度、変更は可能ですので、今後は、必要に際して検査を実施していく予定です。

引き続き安全安心な学校給食実施に向け、取り組んでまいりますのでご理解をお願いします。

参考

※ネオニコチノイド系農薬（7種）・・・アセタミプリド、チアクロプリド、ニテンピラム、ジノテフラン、クロチアニジン、イミダクロプリド、チアメトキサム

④ 農民連食品分析センターによる調査では輸入小麦使用の多くのパンからグリホサートが検出されています。グリホサートの有害性も問題になっており、学校給食のパンはぜひ国産小麦を使用するよう取り組んでください。

(回答)

小麦粉は、国の検査に合格したカナダ・アメリカの玄麦を製粉工場加工したものを奈良県学校給食会から購入しております。平成28年度からは奈良県産の小麦粉を10%配合しています。

毎年4月9月11月1月に奈良県学校給食会が小麦粉の残留農薬検査を行っています。令和元年9月から「グリホサート」を含む残留農薬検査を行っており、基準値を超える残留農薬は検出されていません。また、奈良県学校給食会指定のパン工場で供給していることから、学校給食では、安全性が確認された小麦粉を使用していると認識しています。ご要望のように国産小麦のみの使用は極めて至難な状況です。

⑤来年にもゲノム編集トマト（サナテックシード社の高ギャバトマト）の国内流通が始まろうとしています。ゲノム編集食品は、EUでは遺伝子組み換え食品と同等の扱いで、安全審査も義務付けられていますが、日本では安全審査も表示義務も免除されており（消費者が判別することができない）、本当にその安全性に問題はないのか不安がもたれています。学校給食においてこのようなゲノム編集食品を使用しないよう明確な方針を示してください。

(回答)

現在、給食の物資の選定は、栄養教諭が献立を考え、小学校では献立検討委員会、中学校では献立編成部会において内容を精査し決定します。トマトピューレなどの加工品については物資選定委員会において、味や見た目や価格など総合的に判断します。

学校給食では、トマトの食材において年に4回から5回スープやソースに子どもたちの栄養を考え使用していますが、議会でもお答えしたとおり「ゲノム編集トマト」を現段階で使用する計画はありません。

そもそもこれらは、国の機関において安全性が確認されているものですが、今後も子どもたちに、より安全で安心な給食を提供するために、さまざまな情報を収集し、食材の安全性を確かめた上で提供してまいりたいと考えています。

57. 国連「家族農業の10年」が3年目を迎えています。国連の「家族農業の10年」に基づいた広陵町の具体的な家族農業振興計画を策定してください。その中で、特に問題となっている異常に低い食料自給率（国37%、県14%）向上のため、広陵町の現状を明らかにし、数値目標をもって自給率向上に取り組んでください。

(回答)

国連の「家族農業の10年」に掲げる持続可能な農業の促進のため、令和3年度におきまして「人・農地プラン」策定のためのアンケートを実施しており、これらの結果を参考に、令和4年度から10年後の広陵町の農業を見据えた農業振興地域整備計画の策定を検討していきます。

58. 「主要農産物種子法」が廃止されて3年が経過し、懸念された問題が表面化しつつあります。その中で、廃止された種子法の原則を堅持した条例が27の道県で制定され更に増える見込みになっています。奈良県においても同様の条例を早期に制定するよう県に働きかけてください。

(回答)

主要農産物種子法は、米・麦・大豆の3種目を対象として、食料の安定供給のために国が都道府県に対して種子生産や優良な品種の選定を義務づけたものですが、種子生産者の技術水準の向上、全国一律の品種選定試験の必要性の低下及び民間事業者による種子生産の促進が必要とされる状況を踏まえ、廃止されたものであり、町といたしましては法律廃止前と変わらず今後も継続して主要農産物の優良な品種を確保し、栽培農家へ安定供給す

るという県の種子生産体制を鑑みながら、町内の農業振興に寄与したいと考えています。

59. 町の「特定農業振興ゾーン」（百済川向地区、寺戸地区）の進捗状況を教えてください。

（回答）

現在の進捗状況につきましては、寺戸地区においてはイチゴの産地復活を目指しており、農業版コワーキング施設の研修生と合わせますと6名が特定農業振興ゾーンの指定区域3.4ヘクタールの3分の1にあたる約1ヘクタールでイチゴの栽培を行っています。また、百済川向地区においてはほ場整備事業による農地の集団化と集落営農組織等への担い手への集約化を計画しており、事業参加は21.8ヘクタールの内19.3ヘクタールとなっており、令和3年1月に集落営農組合が設立され、法人への移行に向けた取組を進めています。令和4年の秋以降、地区北側でのほ場整備が実施される予定となっています。

60. コロナ禍の中、消費税10%と複数税率が農家にとっても大きな負担となっています。コロナ対策としても消費税の引き下げを求める声が大きくなっています。また、2023年に導入が予定されているインボイス制度は農家に決定的な大打撃となります。インボイス制度の導入見直しのためご尽力ください。

（回答）

地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切でないと考えます。

地域経済の振興を図るために（中小零細商工業者への施策拡充を求める）

61. 今、日本経済状況は、消費税増税と新型コロナウイルスによって例年になく落ち込みを見せています。そして働く労働者の解雇、事業者は利益が上がらないなど格差と貧困が広がっています。日本経済の立て直しを図るには、地域経済の振興こそがカギとなります。町の基本方針については、中小零細商工業者への施策拡充を明確にして取り組んで下さい。

（回答）

現在、策定段階である本町の第5次総合計画において、町内事業所の規模拡大・高付加価値化を基本目標とし、新型コロナウイルスの感染拡大により大きく変化した経営環境に対応するため必要となるデジタル化や製品・サービスの高付加価値化及び販路開拓、町内外への積極的な情報発信を支援することを明記する予定であることから、本年度に「広陵町中小企業・小規模企業振興会議」より提言いただいた内容も踏まえ、基本目標の達成に向けた支援策を実施します。

62. 2014年に施行された小規模企業振興基本法は、国・自治体の条例を見直す時期です。地域を元気にし、中小零細事業者の持続的発展には、自治体の役割が一層重要になっています。中小零細事業者へのさらなる支援と施策の拡充を求めます。

（回答）

本町は、奈良県内の市町村で初となる「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」を平成30年10月に制定し、町内事業者の方々が必要と考える施策等を「広陵町中小企業・小規模企業振興会議」にて令和元年度より町に提言いただいておりますが、今後もワークショップやアンケート等により、町内事業者の方々の意見を伺いながら、必要な施策を実施していきます。

63. コロナ禍の中、消費税10%と複数税率が中小事業主やフリーランスにとっても大きな

負担となっています。コロナ対策としても消費税の引き下げを求める声が大きくなっています。また、2023年に導入が予定されているインボイス制度は個人事業主に決定的な大打撃となります。消費税引き下げ、インボイス制度の導入の見直しを国に求めてください。

(回答)

地方自治体が制度の是非について意見を表明することは適切でないと考えます。

64. 町では一昨年「広陵町中小企業小規模企業振興計画」を策定されましたが、現在の進捗状況や今後の具体的な施策実行を要望します。

(回答)

一昨年に策定された「広陵町中小企業・小規模企業振興計画」については、基本方針として「人材の確保・育成に関する支援」「経営基盤の強化」「地域間連携の強化」「ブランド力の強化」「情報発信の強化」の5つを掲げており、これらを支援する施策を検討するため、令和元年度より町内事業者の方々に参画いただいたワークショップで課題等の意見交換を行った後、課題解決に向けたプロジェクトチーム「課題別小委員会」を立ち上げ、施策等を「広陵町中小企業・小規模企業振興会議」から町に提言いただいています。

これまで、提言いただいた内容を基に、地域商社の機能を持つ一般社団法人広陵町産業総合振興機構や広陵高田ビジネスサポートセンター「K o C o - B i z」の設立、創業支援・新商品開発における補助金の新設や設備投資に係る補助金の要件見直し、コロナ禍における事業継続支援金の給付などを実施しており、来年度においても、本年度に提言いただいた内容を基に施策を実施する予定です。

65. 昨年開設された、「広陵高田ビジネスサポートセンターKoCo-Biz」には、どのくらいの相談件数があったのでしょうか。企業や個人経営者が利用しやすい環境をととのえて下さい。

(回答)

令和2年12月8日に開設した広陵高田ビジネスサポートセンター「K o C o - B i z」においては、昨年末までに101社の町内事業者の方々が延べ429回相談され、昨年4月以降のリピート率は91%となっています。今後はより多くの町内事業者の方々に広く認知いただけるようSNSを活用したデジタルによる発信と町広報誌や商工会の会報誌などによる発信の双方を実施していきます。